

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二章の四 船舶からの排出ガスの放出の規制 （燃料油の使用に係る記録） 第十二条の十七の六（略）</p> <p>（硫黄酸化物放出低減装置の使用方法） 第十二条の十七の六の二 法第十九条の二十一第二項の国土交通省令で定めるところにより使用するときとは、技術基準省令第四十三条の二第二項の手引書に従つて使用するときとする。</p>	<p>第二章の四 船舶からの排出ガスの放出の規制 （燃料油の使用に係る記録） 第十二条の十七の六（略）</p> <p>（新設） 第十二条の十七の六の二（略） 第十二条の十七の六の三（略） 第十二条の十七の六の四（略）</p>
<p>第十二条の十七の六の三（略） 第十二条の十七の六の四（略） 第十二条の十七の六の五（略）</p> <p>第十二条の十七の六の六 第十二条の十七の六の四第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。</p>	<p>第十二条の十七の六の五 第十二条の十七の六の三第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。</p>
<p>2（略） 3 第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十七の六の四第一項の承認証（き損した場合に限る。）を添付しなければならない。</p>	<p>2（略） 3 第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十七の六の三第一項の承認証（き損した場合に限る。）を添付しなければならない。</p>

4 第十二条の十七の六の四第一項の承認証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した承認証は、その効力を失うものとする。

第十二条の十七の六の七 第十二条の十七の六の四第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一・二 (略)

第十二条の十七の六の八 (略)

第十二条の十七の六の九 (略)

附 則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

4 第十二条の十七の六の三第一項の承認証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した承認証は、その効力を失うものとする。

第十二条の十七の六の六 第十二条の十七の六の三第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一・二 (略)

第十二条の十七の六の七 (略)

第十二条の十七の六の八 (略)

様式については別紙参照

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）
 （抄）

改正案

現行

（外国船舶に設置される原動機に関する特例）
 第四十三条（略）

（外国船舶に設置される原動機に関する特例）
 第四十三条（略）

（硫黄酸化物放出低減装置の基準）

第四十三条の二 法第十九条の二十一第二項の国土交通省令で定める硫黄酸化物放出低減装置の技術上の基準は、次のとおりとする。

（新設）

- 一 燃料油を使用する油だきボイラ又は内燃機関（以下「燃料油燃焼装置」という。）からの排出ガスに含まれる硫黄酸化物の低減のための十分な能力を有するものであること。
- 二 次の表の第一欄に掲げる装置の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる内容を、同表の第三欄に掲げる頻度で、同表の第四欄に掲げる方法により記録できるものであること。

装置	内容	計測の頻度	方法
排出ガ ス中の 二酸化 炭素及 び二酸 化硫黄	硫黄酸化物放出低減装置の入口における硫黄酸化物の低減に使用する洗浄水（以下この表において単に「洗浄水」という	一万秒に三五回以上	記録装置による記録

減装置	放出低減装置の入口における	硫黄酸化物放出低減装置の入口における	連続確認装置を備える硫黄酸化物	硫黄酸化物放出低減装置の入口における洗浄水の圧力及び流量	連続確認装置を備える硫黄酸化物	減装置	放出低減装置	硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの温度	備えな	い硫黄酸化物	放出低減装置	減装置	の濃度を連続して測定できる装置（以下この表において「連続確認装置」という。）を	燃料油燃焼装置の負荷	排出ガスの圧力並びに硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの圧力差	の圧力及び流量
		一日に一回以上														
		記録装置又は第二項の硫黄酸化物放出低減記録簿による記録														

排出ガスの圧力並びに硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの圧力差	燃料油燃焼装置の負荷	硫黄酸化物放出低減装置の入口及び出口における排出ガスの温度	排出ガス中の二酸化炭素及び二酸化硫黄の濃度
		一万秒に三五回以上	記録装置による記録

備考

- 一 この表の第四欄の記録に係る日時及び場所を明らかにし、かつ、当該記録を少なくとも十八日間保存すること。
- 二 記録装置に記録する場合にあつては、当該記録の内容を表示又は印刷することができること。

三 故障その他の異常が生じた場合において、可視可聴の警報を発するものであること。

2 硫黄酸化物放出低減装置を設置する船舶には、当該硫黄酸化物放出低減装置の操作、保守及び整備の方法その他の当該装置の使用に関する必要な事項を記載した手引書並びに当該硫黄酸化物放出低減装置の保守及び整備並びに硫黄酸化物の低減に使用した洗浄水（次項において単に「洗浄水」という。）の管理の状況を記録するための硫黄酸化物放出低減記録簿を備えていなければならない。

3 洗浄水を船外に排出する硫黄酸化物放出低減装置を設置する船舶には、次に掲げる基準に適合する監視記録装置を備えなければならない。

一 当該洗浄水に係る次に掲げる事項を記録することができるものであること。

イ PH

ロ 多環芳香族炭化水素の濃度

ハ 濁度

ニ 温度

二 前号の記録に係る日時及び場所が明らかになるものであること。

三 第一号の記録を少なくとも十八日間保存し、かつ、当該記録の内容を表示又は印刷することができるものであること。

附 則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）（抄）

改正案

現行

（傍線の部分は改正部分）

第1号の13様式 (第12条の17の6の3関係)

承認申請書 年 月 日 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の3第1項の規定により、次のとおり申請します。

試験、研究又は調査の目的				
基準適合燃料油以外の燃料油の硫黄分の濃度				
使用船舶の概要	船名	船舶所有者		
	船舶番号	用途		
	船舶港又は定係港	総トン数		
試験、研究又は調査の計画期間				
試験、研究又は調査の方法				
備考				

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすることができる。
2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。

第1号の13様式 (第12条の17の6の2関係)

承認申請書 年 月 日 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

試験、研究又は調査の目的				
基準適合燃料油以外の燃料油の硫黄分の濃度				
使用船舶の概要	船名	船舶所有者		
	船舶番号	用途		
	船舶港又は定係港	総トン数		
試験、研究又は調査の計画期間				
試験、研究又は調査の方法				
備考				

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすることができる。
2 氏名を記載し、押印することによって代えて、署名することができる。

紙一ののののの

第1号の15様式 (第12条の17の6の6関係)

承認証再交付申請書 年 月 日
殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の6第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用船舶の概要	船名	船舶所有者	
	船舶番号	用途	
再交付を受けようとする理由	船籍港又は定保港	総トシ教	
	備考		

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすることができ。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

紙一ののののの

第1号の15様式 (第12条の17の6の5関係)

承認証再交付申請書 年 月 日
殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の17の6の5第1項の規定により、次のとおり申請します。

使用船舶の概要	船名	船舶所有者	
	船舶番号	用途	
再交付を受けようとする理由	船籍港又は定保港	総トシ教	
	備考		

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすることができ。
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定期検査）</p> <p>第八条 定期検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>十九の二 硫黄酸化物放出低減装置にあつては次に掲げる準備</p> <p>イ 配管等の位置を確認できるようにすること。</p> <p>ロ 振動試験の準備（初めて検査を受ける場合に限る。）</p> <p>ハ 効力試験の準備</p> <p>二十 二十二（略）</p> <p>（中間検査）</p> <p>第九条 第一種中間検査（第十四条第一項に規定する第一種中間検査をいう。）を受ける場合の準備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十七（略）</p> <p>十七の二 硫黄酸化物放出低減装置にあつては前条第十九号の二イ及びハに掲げる準備</p> <p>十八 二十（略）</p> <p>2 第二種中間検査（第十四条第一項に規定する第二種中間検査をいう。）を受ける場合の準備は、次のとおりとする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>九の二 硫黄酸化物放出低減装置にあつては前条第十九号の二イ及びハに掲げる準備</p>	<p>（定期検査）</p> <p>第八条 定期検査を受ける場合の準備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十九（略）</p> <p>（新）</p> <p>二十 二十二（略）</p> <p>（中間検査）</p> <p>第九条 第一種中間検査（第十四条第一項に規定する第一種中間検査をいう。）を受ける場合の準備は、次のとおりとする。</p> <p>一 十七（略）</p> <p>（新）</p> <p>十八 二十（略）</p> <p>2 第二種中間検査（第十四条第一項に規定する第二種中間検査をいう。）を受ける場合の準備は、次のとおりとする。</p> <p>一 九（略）</p> <p>（新）</p>

3 十〇十二
(略) (略)

附 則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

3 十〇十二
(略) (略)